

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年3月27日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について
- 議第 8号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 9号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 3番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 4番 藤 田 吉 則 委員 | 5番 栞 原 一 郎 委員 |
| 6番 野 崎 文 夫 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |

23番	田邊	稔	委員	24番	阿部	銀次郎	委員
25番	清野	秀作	委員	26番	星野	英治	委員
27番	内山	敏雄	委員	28番	渡邊	勝夫	委員
29番	熊倉	睦	委員	30番	原田	勝	委員
31番	小林	茂宏	委員	32番	坂井	浩行	委員
33番	横山	一雄	委員	34番	廣川	哲也	委員

欠席委員 2名

2番 村山 佐喜雄 委員 17番 捧 譽 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水	学
経営基盤係副参事	渡辺	正美
経営基盤係主任	小熊	美栄子
経営基盤係 一般任用主事	左居	香

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これから3月の定例総会を開催したいと思います。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名でございますので、会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。5番、栗原一郎委員、33番、横山一雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方が3名いらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに「総会の同意があったときは、この限りでない」となっておりますので、皆様の同意をいただいた中で議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積321㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

650番は、鬼木地内の農地1筆、321㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

16ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定24件、面積10万1,376㎡、再設定25件、面積8万6,576㎡、合計では49件、面積18万7,952㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの651番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

651番から7ページの671番までの21件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

651番は、猪子場新田地内の農地2筆、580㎡。

652番は、猪子場新田地内の農地1筆、457㎡。

653番は、塚野目3丁目地内の農地2筆、349㎡。

654番は、塚野目地内ほかの農地計3筆、6,069㎡。

655番は、渡前地内の農地1筆、2,498㎡。

656番は、原地内の農地3筆、6,124㎡。

657番は、長沢地内の農地9筆、6,105㎡。

4ページをお願いいたします。658番は、名下地内ほかの農地計2筆、2,600㎡。

659番は、棚鱗地内の農地2筆、5,121㎡。

660番は、棚鱗地内の農地3筆、4,843㎡。

661番は、荒沢地内の農地1筆、1,622㎡。

662番は、荒沢地内の農地1筆、1,994㎡。

663番は、荒沢地内の農地2筆、4,077㎡。

664番は、荒沢地内の農地1筆、586㎡。

665番は、荒沢地内の農地6筆、8,979㎡。

6ページをお願いいたします。666番は、上須頃地内の農地2筆、1,020㎡。

667番は、島川原地内の農地2筆、3,415㎡。

668番は、馬場地内の農地3筆、2,118㎡。

669番は、北五百川地内の農地4筆、7,663㎡。

670番は、北五百川地内の農地3筆、4,757㎡。

671番は、荒沢地内の農地3筆、1,247㎡。

以上、21件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

続きまして、次の672番及び673番の2件は、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

672番は、川通西町地内の農地2筆、8,673㎡。

673番は、柳沢地内ほかの農地計19筆、9,119㎡。

以上、2件はにいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

8ページをお願いいたします。674番は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

674番は、荒沢地内の農地15筆、1万1,360㎡で新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の675番から16ページの699番までの25件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

第2調査部会長は、私の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、3月22日午後3時から厚生福祉会館第3集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後4時56分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定24件、再設定25件、合計件数50件、面積18万8,273㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の49件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする1件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

17ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は新規設定1件、面積1万1,360㎡であります。

なお、議第2号の参考といたしまして、2月16日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。17ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の674番、荒沢地内の農地15筆、1万1,360㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数1件、面積1万1,360㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件

異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

21ページをご覧ください。今月の申請は取り消し1件を含む10件で、取り消し案件の面積を除き、合計面積3万1,473.91㎡であります。

18ページにお戻りをお願いいたします。60番は、代官島地内の農地14筆、2,847㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

61番は、荻堀地内の農地1筆、1,441㎡を譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

62番は、鹿峠地内の農地1筆、1,186㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

63番は、上須頃地内の農地10筆、3,116.91㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

64番は、同じく上須頃地内の農地3筆、3,046㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

65番は、同じく上須頃地内の農地3筆、2,471㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得をするものであります。

20ページをお願いいたします。66番は、帯織地内の農地2筆、194㎡を譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

67番は、東大崎1丁目地内ほかの農地計5筆、2,668㎡を法定相続人に当たらない譲り受け人が特定遺贈により取得するものであります。

68番は、栗林地内ほかの農地計18筆、1万4,504㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

69番は、東大崎1丁目地内の農地4筆、183㎡の遺贈について平成29年11月30日の総会で許可したところでありますが、受遺者に錯誤があったため、取り消しをするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、取り消しによるもの1件、贈与によるもの4件、遺贈によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数10件、取り消しによるものを除き、面積3万1,473.91㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

22ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積1万6,716.26㎡であります。

19番は、栗林地内の農地3筆、263.26㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、上林小学校北東700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の96番で農地法第5条の許可申請がなされております。

20番は、計画変更のみの申請で、東大崎1丁目地内の農地16筆、1万6,453㎡を大崎小学校とあわせた小中一体校校舎建設のため設計業者から提案を受けたプロポーザルの結果、校舎は既存の大崎小学校グラウンドに建設することになり、当該地はグラウンド及び駐車場135台の用地に変更になったため、事業計画変更申請がなされたものでございます。場所につきましては、大崎小学校東側隣接地で、農用地区分は第1種農地と判断されますが、当該事業が土地収用法第3条第21号に該当する事業であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積1万6,716.26㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

29ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積12万5,738.75㎡であります。

23ページにお戻りをお願いいたします。13番は、上須頃地内の農地218筆、12万5,738.75㎡を既存の公衆用道路及び用悪水路等1万9,771.11㎡と一体利用し、上須頃土地区画整理組合が土地区画整理事業を実施するものでございます。場所につきましては、JR燕三条駅南西500m付近で、昨年12月19日に都市計画用途地域の商業地域及び第1種住居地域に指定された農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本案件につきましては4haを超える案件であることから、許可権者は新潟県知事になるため総会后、県農業会議への諮問とあわせ、新潟県知事に進達することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積12万5,738.75㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、4haを超える案件であることから、県農業会議の諮問とあわせ、新潟県知事へ進達するものとししました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

原さん。

13番（原 正利委員）

今のは、県央病院予定の土地と違うわけですね。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

それでは、ご説明をさせていただきますが、議案進みますと、議第7号において農地

法第5条第4項の規定による協議というものがございませう。そちらのほうが県中央幹病院の關係の議案というふうになってございませう。それを除いたものが今回の議第5号の農地法第4条の許可に対する意見となっております。

以上でございませう。

13番(原 正利委員)

わかりませう。

議長(野崎会長)

ほかにはございませうか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、県農業会議への諮問とあわせ、新潟県知事に進達することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

31ページをご覧願います。今月の申請は8件で、合計面積4,649.26㎡であります。

30ページをお願いいたします。96番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の19番でご説明をさせていただいた内容と同じでございませうので、説明は省略をさせていただきます。

97番は、直江町4丁目地内の農地3筆、998㎡を売買により取得し、貸し資材・機材置き場及び通路の用地として利用したいものでございませう。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、直江町3丁目交差点西側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

98番は、東新保地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございませう。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、一新橋南詰南側450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

99番は、須頃3丁目地内の農地1筆、1,211㎡を使用貸借権の設定によりアパ

ート2棟及び駐車場24台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条燕インターチェンジ南東200m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

100番は、下須頃地内の農地1筆、200㎡を売買により取得し、西側既存宅地1,376.27㎡と一体利用し、アパート1棟、自転車置き場2棟及び駐車場21台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、JR燕三条駅南東300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

101番は、今井野新田地内の農地2筆、989㎡を使用貸借権の設定により住宅・事務所1棟及び農機具格納庫1棟等の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、済生会三条病院南西1,100m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102番は、新堀地内の農地3筆、333㎡を売買により取得し、社員寮1棟及び駐車場6台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市役所栄庁舎北西250m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、原地内の農地1筆、457㎡を売買により取得し、南側既存山林5,822㎡と一体利用し、管理作業用道路及び植林の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、長沢小学校南東250m付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積4,649.26㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第7号『農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について』ご説明をいたします。

農地法第5条第4項の規定による協議について若干ご説明をさせていただきます。市町村や民間事業者が農地を農地以外のものにする場合には、農地法第5条第1項の規定により許可権者の許可を受けなければならないこととなっておりますが、国または都道府県等が農地を農地以外のものにする場合には、農地法第5条第4項の規定により許可権者との協議の成立をもって許可があったものとみなすとされているところでございます。このたび県央基幹病院の整備に当たり、農地法第5条第4項の規定に基づき新潟県知事より当農業委員会に協議があったものでございます。

それでは、議案をご説明申し上げます。

33ページをご覧ください。今月の協議案件は1件で、面積3万7,381㎡であります。

32ページをお願いいたします。1番は、先ほどご審議をいただきました議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の13番でご説明をさせていただいた土地区画整理事業とあわせて新潟県が実施するものであります。

上須頃地内の農地59筆、3万7,381㎡を売買により取得し、既存の公衆用道路及び用悪水路5,122㎡と一体利用し、病院1棟、院内保育所1棟、駐車場803台及び通路等の用地として利用したいとするものでございます。土地の売買価格は、今後新潟県と上須頃土地区画整理組合において協議後、決定されると聞いております。場所につきましては、JR燕三条駅南西500m付近で、昨年12月19日に都市計画用途地域の商業地域に指定された農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第7号『農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について』は、合計件数1件、面積3万7,381㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当であり、支障はないものと判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可相当とし、支障のないものと回答することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

34ページをご覧願います。今月ご協議をお願いする案件は1件で、面積680㎡あります。

5番は、西大崎地内の農地2筆、680㎡について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものでございます。

なお、非農地と判断された後は、長岡地域振興局において保安林指定がされる予定となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第 8 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』は、合計件数 1 件、面積 6 8 0 m²で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 8 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第 2 調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りをしたいと思います。

お諮りをします。議第 9 号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長） それでは、異議なしという発言がございますので、議第 9 号を追加の議案といたします。

事務局、追加議案を配付してください。

（議案配付）

議長（野崎会長） それでは、議第 9 号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退席）

議長（野崎会長）

それでは、議第 9 号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成 3 0 年 4 月 1 日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律 2 6 条第 3 項の規定により承認を求めます。

最初に、配置がえにより農業委員会事務局職員の職を解く者。副参事兼経営基盤係長、渡辺正美。

次に、配置がえにより農業委員会事務局職員として任用する者。経営基盤係長、早川実。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

阿部委員。

24番（阿部銀次郎委員）

すみません。新しく任用する者、早川実さんというのは、今現在はどこにいますか。

議長（野崎会長）

私の資料は、今事務局のほうにやったのですが、今現在は栄庁舎の係長です。

24番（阿部銀次郎委員）

わかりました。

議長（野崎会長）

はい。

28番（渡邊勝夫委員）

年齢とか。

議長（野崎会長）

聞き及んでいる年齢は、たしか昭和44年生まれだというふうに聞いております。年
が44なのか、昭和44年生まれなのか、それははっきりわかりませんので。

28番（渡邊勝夫委員）

会長としているんだから、ちょっとぐらいは内部のことだから、明らかにさせて。

議長（野崎会長）

渡邊さん、それじゃあなたが言うようにいたします。

28番（渡邊勝夫委員）

このようにして提案するんだから、答えられる部分だけは答えるようにしたら。今、
年幾つだか、どこから来るのか、何もわからないではないか。

議長（野崎会長）

いや、資料はあったんだけども。

28番（渡邊勝夫委員）

持ってくればいいわけだ。

議長（野崎会長）

いや、局長持っています。

34番（廣川哲也委員）

持ってこなければならぬ。私、外出てもらってこようか、資料を。

議長（野崎会長）

ただいま確認したところ、年齢は議事に関係ございませんので回答いたしません。そ
れでご了承願いたいと思います。

28番（渡邊勝夫委員）

わかりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらく休憩いたします。

(午後3時55分から午後3時55分まで休憩)

議長(野崎会長)

議事を再開いたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、しばらくの間、休憩いたします。

(午後3時56分から午後3時59分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長(野崎会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、事務局より報告を願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

廣川委員。

34番(廣川哲也委員)

今ほど30年度の事業計画がご説明がございまして、新たに5月1日以降審議をされると伺っているんですが、事務局にお願いですが、基本方針の中に農業委員と推進委員が連携し、必須業務になった担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進と書いてありますけども、それに対応する事業計画がありませんので、その辺を研修会を開くとか、こういう取り決めをすとかという計画を立てて、5月1日出していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

事務局、お願いします。

事務局(清水事務局長)

ご意見、大変ありがとうございました。そのような方向で検討させていただき、5月

1日にはそういったものが含まれた形でご決定いただけるよう努力してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

34番（廣川哲也委員）

はい。ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、終了いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

報第4号の22番のこの件の農地潰廃通報でということの説明を若干してください。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

それでは、今ほどの農地潰廃通報に当たる件につきましてご説明をさせていただきます。

農地法におきましては、基本的に農地を農地以外にする場合、許可を受けなければならないとされておりまして、例外として各要件がございまして、農林水産省令で定める場合、許可が不要となっております。許可不要の場合につきましては、私どもこれまで届け出でこういう事業をやりますということで通報してもらって、それについて、許可ではありませんが、承知をさせていただいてきたところでございます。

本件につきましては、農地法施行規則の第29条の第6号におきまして地方公共団体が設置する道路、河川、堤防、水路、もしくはため池、またはその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に供するためその区域内にある農地を農地以外のものにする場合、この場合については許可が不要となっております。

本件につきましては、最終処分場でございまして、土地収用法第3条27号に該当する事業でございまして、そのため許可が不要となっており、許可が不要ですが、農業委員会が潰廃をしているということを承知していないわけにいきませんので、潰廃通報とし

て届け出をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

原委員。

13番（原 正利委員）

最終処分場ということは、道心坂のところのことですか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

今ほどのご質問にございました道心坂の最終処分場については近々の間に、もう満杯という状況になって、新たな最終処分場の候補地をこれまで市は探してまいったところでございます。

それで、3月の議会でのご議決いただきましたが、その土地を購入し、最終処分場建設に当たってのご議決をいただいたものですから、工事に入る前に届け出がなされたところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

原委員、よろしいですか。

13番（原 正利委員）

はい。

議長（野崎会長）

9番、大桃委員。

9番（大桃伸之委員）

報第3号の192の1と192の枝番2の関係についてどういう関係なのか。同じ番地、地番の中で円滑化団体とか、そういうのが関係してくるんでしょうか。お願いします。

議長（野崎会長）

しばらく休憩いたします。

（午後4時15分から午後4時15分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議、再開いたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

済みません、大変不勉強で。192番の枝番1については、賃貸人が〇〇〇〇、この方が所有者でございます。所有者と農協との契約を解除。

それから、192番の2のほうは〇〇〇〇が賃借人になっておりますけども、この方が耕作者で、農協を介して契約をしていたものですから、農協と借りている人の契約、

それから所有者と農協との契約、両方が解除になることから、同じ本番の枝番の1と2とさせていただきます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

大桃さん、よろしいですか。

9番（大桃伸之委員）

はい。所有者は、じゃ〇〇〇〇ということなんですね。理解しました。

議長（野崎会長）

ほかにご意見ございませんか。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番です。4月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日を予定しております。

今期最後の総会でございますので、終了後お別れ会というのですか、開催したいと思いますので、そのように予定お願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時16分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 3 3 番）
